

1. 燃焼試験名：屋根 飛び火試験

2. 規格：ISO12468-1

屋根は、不燃材料で造るか又は葺く等の構造を有しなければならない（建告第 1361 号、1365 号）に定められている。しかし、近年、太陽光発電等屋根に可燃性物を取り付ける工法が出現したために、飛び火試験を導入するに至った。

3. 試験体大きさ：幅 1.2m×長さ 2m

4. 火源：木材クリブ（ブナ材）2 個 風速 3m/秒の風を送る

法 22 条区域・・・4×4×4cm（33g）クリブ 2 個を設置する

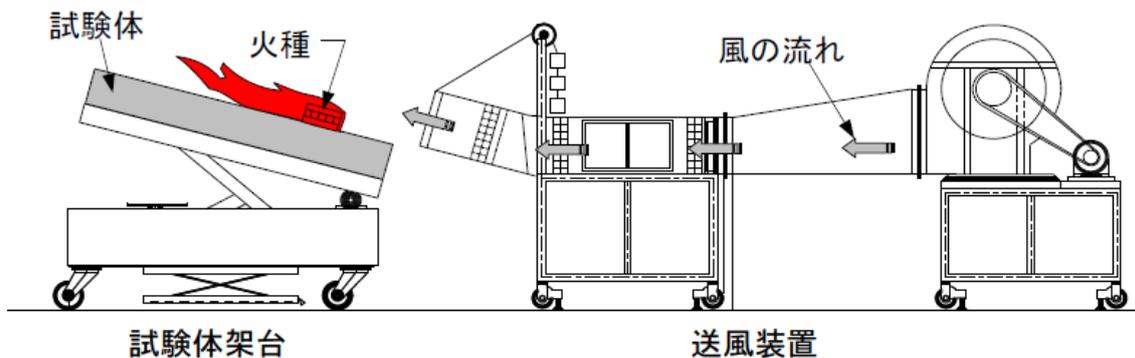
法 63 条区域（防火・準防火地域）・・・8×8×6cm（155g）クリブ 2 個設置する

一定の傾斜角に設置された試験体（幅1.2m×長さ2.0m）の上面に、火災時の火の粉を想定した木材クリブ（ブナ材）の火種

を設置し加熱します。その時送風機により試験体に風速 3 m/sの風が当たるようにします。

5. 試験方法：

一定の傾斜角（0~30 度）に設置された試験体の上面に、火災時に想定された木材クリブをガスバーナーで着火したものを火種として設置し、風速 3m/秒の風を送風することによって試験体の表面の火炎拡大や変形を目視する。また、試験体が貫通したり、燃え抜け及び裏面での着火の有無を計測する。



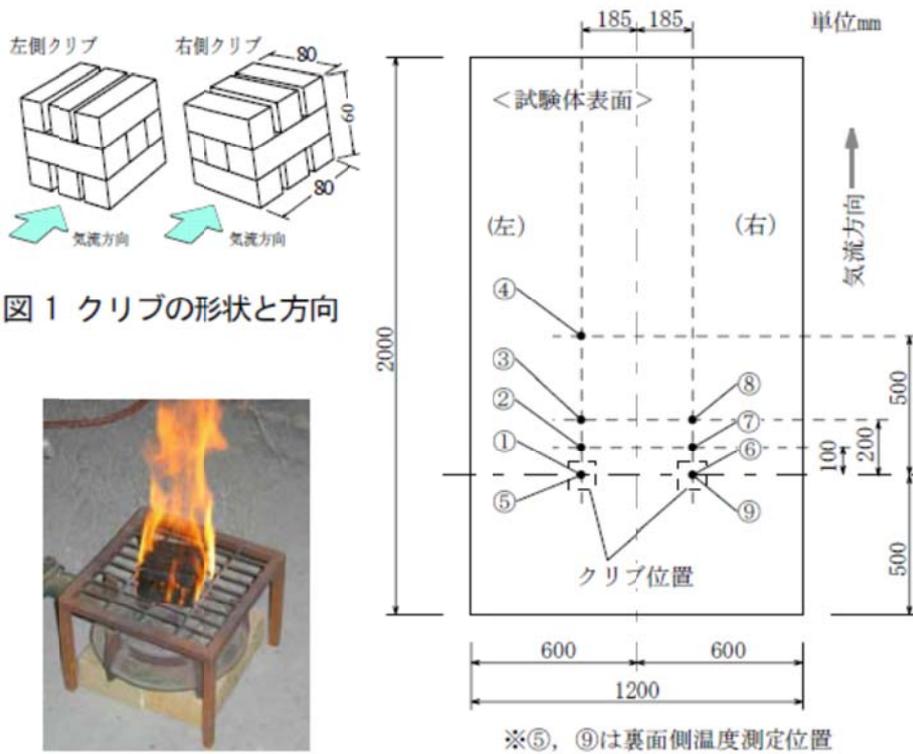
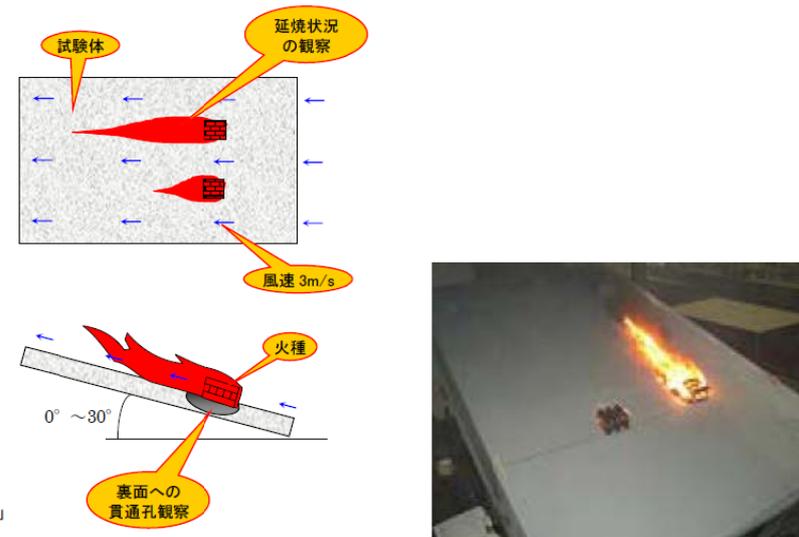


図1 クリブの形状と方向



Lit. 日本建築学会梗概集 2004年 (ベターリビング/建研)



Lit. 日本建築総合試験所

6. 判定基準：

火炎の先端部が試験体の端部まで達しないこと。

試験体裏面で火炎を伴う燃焼が観測されないこと (1cm×1cm を超える貫通孔がない)

7. 関連資料：

屋根の飛び火試験 (日本建築総合試験所)

www.gbrc.or.jp/assets/test_series/documents/fi_04.pdf

日本建築学会北海道梗概集（2004年） ベターリビング/建築研究所

<https://www.cbl.or.jp/tbtl/memoir/2004/3150.pdf>